

**津山市非常勤嘱託職員（療育業務補助）
採用試験受験案内**

平成30年4月
津山市こども保健部
健康増進課

津山市では、市長部局において、療育業務に従事する非常勤嘱託職員を以下のとおり募集します。

1. 業務内容 言葉や心身の発達に専門的な支援を必要とする幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活への適応を目指した集団訓練の補助とそれに伴う事務補助
2. 採用人数 1名
3. 採用日 平成30年6月1日（金）
4. 勤務場所 こども保健部健康増進課療育センター
（津山市山北800番地 津山すこやか・こどもセンター内）
5. 受験資格
 - （1）臨床心理士資格、臨床発達心理士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許、小中学校教諭免許のいずれかを有する人
 - （2）パソコンの基本操作（ワード、エクセル）のできる人
 - （3）地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人
たとえば、
成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人など
6. 受験の受付
 - （1）受付期間 平成30年4月11日（水）から平成30年5月2日（水）まで
※土曜・日曜・祝日を除く。
 - （2）受付時間 午前8時30分から午後5時15分
（郵送の場合も最終日の午後5時15分必着）
 - （3）受付場所 津山市役所こども保健部健康増進課
〒708-0004 津山市山北800番地
 - （4）提出書類 所定の申込書及び資格証（免許証）の写し

7. 試験日時 平成30年5月8日(火) 午前9時30分～
(受付: 午前9時15分～)

8. 試験会場 こども保健部健康増進課
津山すこやか・こどもセンター3階会議室
(津山市山北800番地)

9. 試験内容 面接試験

10. 採用及び任用形態等について

(1) 試験の結果については、合格、不合格にかかわらず、本人に郵送で通知します。合否通知の発送は試験日より1週間程度後となります。

(2) 任用期間は、平成30年6月1日から平成30年11月30日まで、更新の可能性が 있습니다。採用後6ヶ月間は試用期間となります。

11. 勤務条件及び給与等について

- ・勤務時間は原則として、月曜日から金曜日までの33時間45分です。
- ・報酬は202,100円です。通勤手当の支給はありません。
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険が適用になります。
- ・年次有給休暇あり。

12. お問い合わせ先

こども保健部健康増進課 (津山すこやか・こどもセンター内)

TEL 0868-32-2174

総務部人事課 (3階)

TEL 0868-32-2043